

5 生徒心得

1 礼 儀

- (1) 人には常に敬愛の念をもって接し、礼儀を重んじ進んで挨拶をすること。
- (2) 言葉遣いは常に正しく、簡潔で明確に話すこと。
- (3) 校舎内の通行は特に静粛にし、走らないこと。

2 服 装

服装はその人の人格を表すものである。華美に流されず、常に端正かつ清潔でなければならない。本校生徒は指定の制服を着用し、次の事項を厳守し、みだりに流行を追ったり、制服を変形してはならない。修正可能なものは学校で直し、不可能なものは帰宅し、直して再登校となる。

(1) 制服

	男 子	女 子	期 間
冬 服	<ul style="list-style-type: none"> ・詰め襟学生服(黒) ・学生ズボン(黒) ・シャツ(白) ・ポロシャツ (白黒紺等華美でない単色) ・ベスト・セーター・カーディガン (白黒紺等華美でない単色) 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒サージで規定の制服 ・スカート(黒) ・ブラウス(長袖) ・リボン ・ポロシャツ (白黒紺等華美でない単色) ・ベスト・セーター・カーディガン (白黒紺等華美でない単色) 	11月頃～5月頃まで 移行期間中は、どちらを着用してもよい。
合 服	<ul style="list-style-type: none"> ・詰め襟学生服(黒) ・学生ズボン(黒) ・シャツ(白) ・ポロシャツ (白黒紺等華美でない単色) ・ベスト・セーター・カーディガン (白黒紺等華美でない単色) 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒サージで規定の制服 ・スカート(黒) ・ブラウス(白) ・リボン(長袖時) ・ポロシャツ (白黒紺等華美でない単色) ・ベスト・セーター・カーディガン (白黒紺等華美でない単色) 	◎9月頃～11月頃まで ◎5月頃まで ◎移行期間については指示する
夏 服	<ul style="list-style-type: none"> ・開襟シャツ(白) ・学生ズボン(黒) ・ポロシャツ (白黒紺等華美でない単色) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラウス(白) ・スカート(黒) ・ポロシャツ (白黒紺等華美でない単色) 	6月頃～9月頃まで

※ 学校行事における各式典には、男子は詰め襟学生服、長袖、半袖開襟シャツを着用する。女子は正規の制服を着用する。

※ 女子着用希望者は、黒スラックスを着用してもよい。

(2) 防寒着及びレインコート

寒冷期は、華美でない単色のコート、キルティング、ウインドブレーカー、ジャンパー及びマフラーを使用してもよい。雨雪時はレインコートを使用してもよい。

※ 革製品（合成革製品を含む）、ジーンズ、スタジアムジャンパーや胸背部に大きいプリントのある物は禁止する。

※ 制服の下にフード付き防寒着を着込み、外にフードを出して着用することを禁止する。

(3) 通学靴

華美でないズック靴又は革靴とする。サンダル、スリッパ、ヒール及びブーツは使用しない。

(4) 上履

本校規定のスリッパを使用し、白色又は黒色で記名する。

(5) 靴下

男女とも白・黒・紺の無地とし、女子はハイソックスとする。ただし、女子のストッキングについては肌色又は黒色とする。メッシュ、フリル、及びルーズソックスは着用しない。入学式・卒業式などの式典には黒色又は紺色のハイソックスを着用する。

(6) 通学鞆

安全で使用しやすく、無地の茶・黒・紺色等の学生らしいものとする。ただし、教科書・体操服・実習服等の入らないカバンは認めない。規定外のカバンで登校した場合、保護者に伝え、指導する。

(7) ベルト

男子は必ずベルトを使用する。色は黒・紺・茶の無地で幅は3cm内外とする。

ただし、吊ベルトの使用は禁止する。

(8) 記名

自己の所有物には必ず記名する。

(9) 補繕

本校指定の制服及び物品（体操服、実習服等）には、補繕以外変形など一切手を加えてはならない。

(10) その他

特別な事情により異装を必要とする場合は、別途様式により保護者より願い出て許可を受けなければならない。

※（注）体操服、実習服及び体育館シューズは本校指定のものとする。

3 頭髪

高校生としての品位を保ち、清潔感のある髪型であること。髪型及び頭髪の長さについては学校の指示に従うこと。

① パーマ、カール、染毛、脱色は厳禁する。派手な装飾物・装身具も禁止する。

② 「モヒカン」のような刈り上げる幅の広さで奇抜に見えてしまう「ツーブロック」等は禁止する。

③ 学校で黒彩等での黒染めの対応はしない。頭髪についてはもとどおりの規定の髪型になるまで登校できない場合がある。

4 態度

(1) 学校内外を問わず、山添分校生としての自覚と誇りを忘れることなく、正しい行動をとるように心がけること。

(2) 男女交際はお互いに尊重し、節度を守り、責任を自覚した公明、潔白な行動をとること。

- (3) 公德心を養い、交通道徳を遵守し、他人に迷惑を及ぼさないこと。

5 所持品

- (1) 質実に心がけ華美にならないこと。
- (2) 所持品には記名し、保管に注意すること。
- (3) 学校へは不必要な物品(ゲーム、雑誌、菓子類など)、多額の金銭、貴重品を持ってこないこと。
- (4) 万一紛失の際は速やかに届け出ること。
- (5) 貴重品及び携帯電話スマートフォンは朝のSHR時に担任に預けること。

6 携帯電話・スマートフォンの所持・利用について

- (1) 携帯電話・スマートフォンの使用目的は、家庭などとの緊急連絡のみとし、通学途上での不要な通話やメールの交換、SNSのやりとりなどはしないこと。
- (2) 他の乗客の迷惑(ペースメーカーなどの支障)にもなるので、車内(電車バスなど)では使用しないこと。
- (3) 歩行中は危険なので使用しないこと。
- (4) 出会い系サイト、わいせつメール・画像へのアクセスなどをしないこと。
- (5) 使用時間に気をつけること。
- (6) 学校では、貴重品として担任の先生に預けること。
- (7) 写真動画等、相手の個人情報をネットに流さないこと。

7 公共物の取扱い

- (1) 施設、設備及び校具の取扱いについては、特に注意を払い、大切に扱うこと。
- (2) もし、それらを損傷、紛失した際は、速やかに届け出ること。
- (3) 授業時間外に特別教室または備品、器具等を使用する時は、あらかじめ先生に許可を得ること。

8 清掃美化

- (1) 互いに身の周りの整理整頓に努め、他人に不潔、不快感を抱かせないようにすること。
- (2) 清掃当番はその分担区域を持って清掃に当たること。

9 化粧及び装身具

- (1) マニキュア・色つきリップ・眉剃りを含め、化粧は禁止する。
- (2) 指輪・ペンダント・ブレスレット・ピアスなどの装身具の着用を禁止する。

10 許可及び届出を必要とする事項

- (1) 欠席・欠課・遅刻・早退・外出する時
- (2) 休日、休業日に施設、設備及び校具を使用する時
- (3) 校舎内外で刊行物を発行し、ポスターを掲示する時
- (4) 自転車、単車で通学したい時
- (5) やむを得ず異装をしなければならない時
- (6) アルバイトをする時
- (7) 事情により携帯電話・スマートフォンを所持したい時

1 1 自転車、原付通学生の注意事項

- (1) 生徒指導部に届け出て、学校長の許可を受けること。
- (2) 交通法規を遵守し、安全運転に努めること。
- (3) 交通違反、交通事故が生じた時は、速やかに担任に届け出ること。

1 2 アルバイトについて

- (1) アルバイトで働くという経験をして、お金を稼ぐ大変さを学び、将来の職業選択に向けた進路につなげるためにアルバイトを認めている。
- (2) 担任に相談の上、所定の様式に保護者の承認と事業所の責任者の確認をもらい「アルバイト届」を提出すること。
- (3) 学業に支障を来す場合やアルバイトによる遅刻・欠席等日常生活に問題が生じた場合はアルバイトを禁止する。
- (4) 飲酒、喫煙がある場合、深夜におよび作業が伴うアルバイトは許可しない。

1 3 その他

- (1) 日常の健康管理には十分留意し、遅刻、欠席、早退のないようにする。また、夜間の外出及び外泊は厳禁する。
- (2) 娯楽場や未成年者が法律で禁止されている場所へは立ち入らないこと。
- (3) 日頃の学習活動を大切に考え、怠学や無断早退等のないようにする。
- (4) その他、高校生としての本分に反する行為は慎むこと。

1 4 図書館の利用について

(1) 開館

開館時間は昼食休憩後及び終わりの SHR 終了後下校時刻までとする。

(注) 必ず担当教員に申し出ること。また担当教員不在の場合は開館しない。

(2) 貸し出し

ア 原則として、開館時間内に手続きをすること。

イ 貸し出し期間は1週間である。(返却日は厳守すること)

ウ 貸し出しは1人3冊までとする。

(3) 閲覧心得

ア 無断で図書を館外に持ち出した者については、その学期の貸し出しを停止する。

イ 貸し出し手続きなしに、館外での閲覧は認めない。

ウ 書物は丁寧に扱い、汚さないこと。

エ 閲覧後は必ずもとの位置に戻しておくこと。

オ 館内での大声や談笑は慎み、他人に迷惑をかけないこと。

カ 館内での飲食は厳禁する。

(4) その他

テレビ・ビデオ・ストーブ・エアコンの使用に際しては、担当教員の許可を得ること。

6 原動機付自転車乗車規定

- (第1条) 本規定は、通学及び家庭生活全般において、在学中に原動機付自転車(以下「原付」という)運転免許証を取得しようとする場合並びに原付を使用する場合に適用するものとする。
- (第2条) 原付運転免許を取得したい場合は、生徒本人及び保護者から生徒指導部に許可を受けた後、受験をし、さらに運転免許を取得した場合は、必ず学校に届け出ること。
なお、三重県在住の生徒についても、合格後は学校に必ず届け出ること。
- (第3条) 受験する時期は、第1学年の9月以降とし、長期休業中または期末考査後の学習相談日等の学校に支障のない日に限る。
- (第4条) 原付での通学(自宅から学校または、自宅からもよりのバス停(駅)のいずれかの通学)については、原付通学規定による。
- (第5条) 乗車する場合は、道路交通法を遵守し、安全運転に心掛ける。万一、事故(人身物損)があることに備え、必ず保険に加入する。
- (第6条) 交通事故やすべての道路交通違反については、当該生徒と保護者の責任とする。ただし、次のような事象があった場合は、特別指導の対象とする。
- (1) 無断で免許を取得した場合
 - (2) 無許可で通学に単車を使用した場合
 - (3) 二人乗り乗車・暴走行為・危険行為・原付通学許可車両以外の車両で登下校に使用した場合
 - (4) 所定の場所以外に無断で放置していた場合

7 原動機付自転車通学規定

- (第1条) 本規定は、通学の全区間、一部区間または使用頻度の多少にかかわらず、学校長の許可のもとに通学に原動機付自転車(以下「原付」という)を使用する場合適用される。
- (第2条) 原付通学は、次に示す地域から通学する生徒に所定の手続きを経て許可される。
- ◇ 山添村・伊賀市・名張市・奈良市東部(田原中学校区・興東中学校区、月ヶ瀬中学校区・都祁中学校区)・宇陀市・天理市東部(福住中学校区)・桜井市東部(上之郷小学校区)
 - ◇ 原付通学許可には、学校までの場合と、最寄りのバス停や駅までの場合がある。
 - ◇ 上記以外の地域でも交通機関が極めて不便な地域、あるいは特別の事情がある場合はこの限りではない。
- (第3条) 保護者は、生徒を原付通学させようとするときは、第1学年の9月以降に必要な書類を学校長に提出し、許可を受けなければならない。手続きの順序は、次のとおりである。
- (1) 運転免許試験合格後、原付通学の許可を得る。
 - (2) 原付通学に必要な手続き
許可願、通学路、各写し3枚(免許証自賠責保険車検証)をそろえて担任に提出し、許可が下りた段階で原付通学が出来る。
- (第4条) 通学用原付及びヘルメットは、次のとおりである。
- (1) 総排気量50cc未満の原動機付自転車で、商用タイプ(カブ)、スクータータイプとする。(スポーツタイプレーシングタイプオフロードタイプは許可しない)

- (2) 車両に改変を加えていないもの。(マフラー・ハンドル・ナンバープレート等)
- (3) 車体及びヘルメットの色は、派手でない通学にふさわしいもの。
- (4) ヘルメットは、フェイスタイプを使用することが望ましい。

(第5条) 通学用の原付及びヘルメットを購入するときには、事前にホームルーム担任を通じて申し出る。

(第6条) 登録した通学路を変更する場合は、すみやかに届け出る。

(第7条) 下記に該当する場合や学校長が必要と認めたときは、原付通学の許可を一時停止または取り消すことや許可しないことがある。

- (1) 通学時に道路交通法に違反したとき
- (2) 特別な理由(悪天候による道路事情等)以外で遅刻(月5回以上)したとき
- (3) 生活行動面で問題があるとき
- (4) 乗車マナーが良くないとき、不注意による事故を起こしたとき
- (5) 原付使用規定に違反したとき(排気量改変ヘルメット登録外通学路免許の種類等)
- (6) 原付通学の申請の前に免許を無断で取得したとき
- (7) 安全運転指導講習会に無断欠席したとき
- (8) 車両に違法な改変を加えているとき
- (9) 所定の場所以外に無断で放置していたとき

附 則

(第1条) 普通自動車運転免許の取得については、原付乗車規定と同様の諸手続を経て、第3学年の春休み以降の受験を認める。